

令和7年度内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー「公開プロセス」

日時：令和7年6月27日（金）13時30分～14時26分

開催形式：オンライン形式

議題：女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費

出席委員：長岡先生、南島先生、上山先生、瀧先生

○田中会計課長 先生方、本日は御多忙のところ「内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー公開プロセス」に御出席いただきましてありがとうございます。

私は、この行政事業レビュー推進チームの大臣官房会計課長の田中でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日もリモート形式で開催をさせていただきます。ノイズ防止のため、マイクはオフ設定にいただきまして、御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただき、指名されましたら、ミュートを解除の上お話しください。終わりましたらマイクをオフに戻していただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

まず、御出席をいただきます有識者の先生方を御紹介させていただきます。

議題1「女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費」では、公認会計士の長岡美奈先生。

龍谷大学政策学部教授の南島和久先生。

モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所の上山直樹先生。

株式会社マネーフォワードグループ執行役員の瀧俊雄先生。

皆様に御出席をいただいております。

そして、議題2「孤独・孤立対策推進経費」におきましては、長岡美奈先生に代わりまして、慶応義塾大学法学部教授の大屋雄裕先生。

そして、議題3「海洋開発等重点戦略の推進に必要な経費」では、大屋雄裕先生に代わりまして、株式会社JR東日本マネジメントサービス代表取締役社長の周藤晴子先生に御出席いただくことになります。

また、南島先生におかれましては、本日の会議終了後となりますが、評価結果等のお取りまとめをお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局側の出席者を御紹介いたします。私の隣、行政事業レビュー推進チーム副統括責任者を務めます内閣府大臣官房政策立案総括審議官の岡本でございます。岡本政策立案総括審議官から一言御挨拶を申し上げます。

○岡本政策立案総括審議官 内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー推進チームの副統括責任者を務めます政策立案総括審議官の岡本でございます。

有識者の先生方におかれましては、御多用中にもかかわらず、内閣官房・内閣府行政事

業レビューの公開プロセスに御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

公開プロセス対象事業に取り上げている３つの事業につきましては、いずれも５月の有識者会合において先生方に御議論いただいた上で、内閣官房・内閣府として公開の場における検証にふさわしい事業として選定したものでございます。ぜひ先生方から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の見直しにつなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、本日の公開プロセスの進め方について御説明を申し上げます。

「女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費」、「孤独・孤立対策推進経費」、「海洋開発等重点戦略の推進に必要な経費」について、１事業についておおむね１時間で御審議をいただきます。

それではまず、議題１の「女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費」の審議に入ります。部局からの説明の後に質疑・議論を行います。有識者の先生方には、議論と並行して、先ほどメールにて送付いたしましたコメントシートにコメントを御記入いただき、事務局に御返送をお願いします。いただきましたコメントを踏まえて、取りまとめ役の南島先生を中心に、有識者全体としての取りまとめコメントを作成いただくことになります。本会議中をお願いをするのはコメントシートへの記入まででございます。コメントの集約、取りまとめコメントの作成及び公表につきましては、本日のこの会議が終了した後に実施をさせていただきます。

それでは、当該事業を取り上げた視点と議論すべき論点について説明をいたします。

まず、事業選定の理由としましては、事業の規模が大きく、長期的に取り組んでいる事業であるため、その事業の有効性や効果等について公開の場で検証を行うことが有効と考えられることなどから、対象事業として選定をしております。

このため、想定される論点としましては、本事業の目的に対し、現行のロジックモデルにおけるアウトプット、短期・中期・長期アウトカムの設定は、各段階の関係性が理解しやすい適切なものとなっているか。また、現状の指標に加えて、他の指標を導入する余地はないかなどの観点から検証を行うことが有効と考えられます。

それでは、所管部局の男女共同参画局から、事業の説明を１０分以内で簡潔にお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、私から御説明申し上げます。私は、内閣府男女共同参画局で男女間暴力対策課長をしております田中です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、経費の名目といたしましては「女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費」でございます。こちらについて御説明を申し上げます。

資料の５３ページを御覧ください。画面にもございます。こちらでありますけれども、内閣府では、閣議決定をしております男女共同参画基本計画に基づきまして、各省の施策を

推進しております。この中で女性に対するあらゆる暴力の根絶ということが分野の一つとして掲げられております。基本的な考え方にありますように、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害でありまして、この根絶を図ることが男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であって、国としての責務であるという考え方をこの基本計画では明らかにしているところであります。

具体的な取組でありますけれども、内閣府の施策、内閣府の取組というのは、こういった基本計画に沿って各省庁の施策を総合的に推進していくということが中心的な業務になってまいります。例えば法務省や警察庁、こういったところは加害行為に対して法令に基づき厳正に対処していくということ。それから、文部科学省では学校教育をはじめ加害を防いでいく、そういったことについての教育・啓発を図っていく。あるいは職場のセクハラであれば厚生労働省の取組がございます。こういったように各省庁様々取組がございますけれども、こういったことの方角づけを行っていくことが私どもの中心的な業務になってまいります。

その上で、予算をいただいて直接実施をする事業もございます。具体的な取組のところで赤くしておりますけれども、性犯罪・性暴力への対策、それから配偶者等からの暴力、いわゆるDVでありますけれども、この防止等に関しまして、右側であります、内閣府の事業といたしましては、こういった被害を受けた方が相談しやすく、必要な支援を受けられる環境の整備に取り組んでいくということに力点を置いて予算を執行しているところであります。

次のページに参りまして、性犯罪・性暴力、DVの被害が潜在化しやすいということについて御説明申し上げたいと思います。こちらは私どもが3年に1度実施をしております統計調査でありますけれども、性暴力（不同意性交等）の被害に遭われた方、半数を超える方はどこにも相談していないというようなお答えになっております。

また、右側でありますけれども、DVの被害に関しましても、被害を受けた方の4割強、性別で見ますと女性の36%、男性の57%はどこにも相談していないというような結果がございます。

次のページに参りまして、繰り返しになりますが、性犯罪・性暴力、DVの被害は潜在化しやすいという特徴があります。このため、被害に遭った方が必要なときにいつでも相談ができ、必要な支援を受けられるようにすること、こちらが非常に重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

相談体制に関しましても、各省庁、例えば警察でありますとか学校の中でのスクールカウンセラー等の相談、様々ございますけれども、相談体制の充実を図っていく、また、潜在的な被害者を含めて相談の機会を提供していくということで、内閣府としても事業を実施しているところであります。

※で下にございますように、私どもが注意しなければいけないなと思っておりますのは、全国どこであっても被害に遭うおそれがあるということ。それから、夜間等の対応も必要

となるということでもあります。したがって、できるだけ身近な場所で、かつ全国のどこにいても相談することができるという体制を構築していくことが必要であるというふうに考えているところであります。

被害に遭ってから相談まで時間的な制約というものもあります。例えば性暴力の被害ですと、72時間以内に適切な処置がございまして、望まない妊娠を避けることができる可能性が高いということでもありますとか、DVに関しましても、非常に切迫した状況でどこかに相談できることということは非常に重要なことだと認識しております。

こうしたことを踏まえまして、今回、ロジックモデルというものも考えてきているわけでもありますけれども、5つのアクティビティがございまして。こちらは前回、事前の御説明におきましても御覧いただいたものであります。各アクティビティに関しまして、例えば都道府県等への交付金などがあるわけでもありますけれども、アウトプットとして交付金を活用した相談支援の実施状況でありますとか、長期アウトカムとして、この事業の最終目標の、被害者が必要なときに相談できること、こういったことを分かりやすく表現することについて注力をしてまいりました。その過程におきましては、前回御説明申し上げましたように、行革事務局さんに伴走支援をしていただきまして、このレビューシートを検討してまいったところであります。

また、留意すべき点といたしまして、性暴力やDVの被害というのは、被害を被害と認識すること、あるいは相談することというのは非常に難しい場合もあるかと思います。さらに、この事業だけが相談先ではありませんので、例えば事業の対象者の総数を把握することや、カバー率というような目標を立てていくことというのは非常に難しい面があるということを御理解いただければと思います。ただ、その中におきましても、可能な限り統計調査等によりまして把握可能な数値を指標として設定してきているところであります。

各アクティビティについて簡単に御紹介いたします。性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口といたしましては、各都道府県にワンストップ支援センターというものを置いてもらいまして、国としてはこの運営費の一部を補助しているというものの、これがアクティビティの1つ目であります。

次のページに参りまして、左側、上のほうで全国の共通番号「#8891」（はやくワンストップ）というものをつくっておりますけれども、あわせて、なかなか夜間休日まで運営することが難しい地域もございまして、国において夜間休日コールセンターを設けまして、24時間電話がつながるようにしているということ。それから、右側に参りまして、電話だけではなくてSNSで相談できるようにということで、国の事業、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施しております。左下がアクティビティの2つ目、右側がアクティビティの3つ目であります。

次のページでございまして。事前の勉強会では、相談内容を把握しているか、あるいはその中から可視化されるものがあるのではないかといった御指摘もいただいたところであり

ます。ワンストップ支援センターへの相談内容を見ますと、約半数を10代以下が占めております。下の円グラフでありますけれども、中学生以下に限っても3割に上るということで、若い方、こどもの被害の相談が多い状況にあります。

次のページに参りまして、こういった被害の相談があるかということで、強制性交・準強制性交等、これまでの刑法改正前の罪名でありますけれども、そういった被害に遭った方が半数弱。さらに、強制わいせつでありますとか、監護者からのわいせつ・性交等の被害もございます。

こういった被害の相手方でありますけれども、知り合いが多いということで、例えば家庭内ですと、支援におきまして特別な対応といいますか、状況に応じた対応が必要になってまいります。

61ページ、被害に遭ってから相談までに要した時間ではありますが、先ほど72時間以内ということを申し上げました。これが一番多くなっておりますが、一方で、1年以上10年未満、おおむね10年以上というケースも多くなっておりまして、産婦人科等につながることだけではなくて、精神的な対応、精神科あるいは心療内科との連携ということも非常に重要になってきているということが見えてまいります。こういった可視化されるものも捉えまして、関係省庁を含めて今後の施策につなげていっているというものであります。

次のページ、前回の事前の御説明の際に、事業の実施のボリュームが、必要な量との関係はどうなっているかという御指摘をいただきました。こちらは3年に1度、各ワンストップ支援センターの状況を調査しておりますけれども、支援体制に対して現場でこういった課題を感じているかということで、支援員の確保が難しい。あるいは支援員の専門性、専門性を持った支援員をなかなか配置できない。支援員の待遇の問題、待遇が業務内容に合っていない。そういったことについて課題として挙がってきているところであります。こういったことも見ながら、必要な予算を確保してまいった次第であります。

次のページであります。DVにつきましても、都道府県の窓口は非常に重要な役割を担っていただいておりますけれども、国におきましても24時間の対応でありますとかSNSの対応ということで、DV相談プラスという事業を実施しているところでありまして、こちらはアクティビティの5つ目に掲げているところであります。

アクティビティの4つ目といたしまして、民間の団体と行政が連携する交付金の事業を実施しているところであります。

DVに関しましても、相談内容から見えてくるものがございます。こちらは右側のグラフにございますように、相談内容の約7割は精神的な被害を含んだものでございます。こうした状況も踏まえまして、令和5年、DV防止法を改正いたしまして、保護命令の要件として重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の申立てができるようにするという改正を行ったところであります。

その後は交付金の具体的な資料がございまして、御参照いただければと思います。

67ページであります。冒頭に内閣府としては、各省庁の施策を推進していくというこ

とを申し上げました。女性に対するあらゆる暴力の根絶という観点からは、この計画期間中、様々な新規立法あるいは法改正がございました。教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、あるいはストーカー規制法の改正、更に令和4年には困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、令和5年にはDV防止法の改正、更には不同意性交等罪に罪名を変更するなどの刑法改正、令和6年にはこども性暴力防止法、こういった形で私どもの調査結果に関する情報も、相談事業から得られる情報も各省庁共有しながら施策を推進してきているところでございます。

少し長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○田中会計課長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑、議論に入りたいと思います。先生方、御意見等がおありでしたら挙手をお願いいたします。

南島先生、お願いいたします。

○南島先生 南島と申します。どうぞよろしくお願い致します。

御説明ありがとうございました。1点お伺いなのですが、キュアタイムとDV相談プラスという御説明がございました。両方ともSNSでの対応ということでございますが、これは一体として運営することはできないのでしょうか。できないとすれば、その理由はどういうことなのかというのを伺いできればと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○田中男女間暴力対策課長 御質問ありがとうございます。

今、南島先生から、国の委託事業として実施をしている2つの事業、性暴力に関する事業Cure time（キュアタイム）と、DVに関する事業、DV相談プラスについて一体的に実施できないかという御質問をいただいたところであります。幾つか側面があるかと思いますが、例えば、事業として契約形態というか、1つの事業としてどこかにまとめて委託できないだろうかということ。あるいは、窓口として名称を別々にして行うことがどうなのかという2つの側面があるかなと思います。恐らく2つ目の観点かなと思いましたので、御説明を申し上げたいと思います。

まず、DV相談プラスに関して申し上げますと、先ほど御覧いただいた資料の63ページにありますように、DV相談プラスの事業といたしましては、電話、SNS相談、それからメールに関しては、安全上の配慮の観点から、この4月からメールではなくて少し時間を置いたチャット形式というのでしょうか、電子的に相談を投げると一定期間後に回答が見られるようにするという仕組みにしておりますけれども、幾つかの相談ツールを設けて対応しております。

これはDVの性質、様々なケースがございますけれども、その先の支援につないでいくということが重要な場合がかなりございまして、私どもは右側にございますように、この相談の中から、場合によっては相談者の近くにいる相談員が同行支援をするであるとか、緊急に保護を行うであるとか、地元の公的なリソースにつないでいくというようなことをしております。これはDVの相談体制、支援体制の中で関係性を構築いたしまして、そこにつ

なげていけるようにして、その入口は、例えば電話であるとか、SNSであるとか様々でありますけれども、相談を受けた後の支援というのはケースに応じてDVの公的な相談支援体制も活用しながら実施をしていくということで、非常に専門性を持った対応をしているところでもあります。

今、DV相談プラスの例を申し上げましたけれども、性暴力のCure time（キュアタイム）に関しては、こちらはワンストップ支援センターというものが24時間運営でございます。それに加えてということでもありますので、できるだけ間口を広げて、これは性暴力に当たるんだろうかということも含めて御相談いただけるように広報啓発を行っておりまして、少しずつ業務の性質といいますか、相談窓口の性質が異なってくるかなと思っております。

こうしたことで、DV相談に関しましてはDV相談プラスということで窓口を設けて、その中で活用しやすい相談窓口ですとか相談手段を選んでいただくというような対応をしているところでもあります。

○南島先生　ありがとうございます。

DV相談プラスはSNSの相談部分についてということになるのかなと思いますけれども、受付の部分は一体化できるのではないかなというふうに思えたのです。御説明を伺ってもそうかなと思えたのですけれども、あとは専門的な支援について、そこをつないでいくという部分は両方とも同じようなお話かなと思ったのですが、私の理解に誤解がございますでしょうか。

○田中男女間暴力対策課長　現状といたしまして、Cure time（キュアタイム）のほうは、例えば専門相談員が同行支援をしたりとか、緊急に保護をするというような対応ではございませんで、多くはお話を聞いて、それは性暴力の被害として相談してもいいんだよと、そういったことを会話の中で伝えていくことが中心になってきょうかなと思っております。

窓口を一本化できるのではないかなという先生の問題意識かと思いますが、例えば、すぐには分かりませんが、何々相談プラスということで、ここに性暴力に関してもDVに関しても相談していいですよということは可能性としてあり得ると思いますけれども、恐らく相談窓口をできるだけ広く知っていただくという観点からは、DVというものと性暴力というもの、これはやはり性質が異なるものではないかなと思いますので、何にお困りになっているかという状況が違いますから、困っている内容に応じた窓口があるんだよということをピンポイントで伝えていくという意味では、異なる窓口を設けていくということも考え方としてあるのではないかなと思っております。

○南島先生　ありがとうございました。

○田中会計課長　どうもありがとうございました。

それでは、瀧先生、お願いいたします。

○瀧先生　どうも御説明をありがとうございました。二、三ちょっと質問を、やや実務的な質問がございます。

まず1つ目が、多少御説明頂戴していると思うのですが、実際に例えばお電話が

つながりましたとか、チャットでの相談ができましたというときに、平均的な相談というのはどれぐらいの長さで完結するのか。その場で1回限りということでもないような気がして、平均的なお問合せというか御相談というのがどれぐらいの長さで継続するのか。あと、ある意味終わりのない問題ではあると思うのですけれども、何をもって相談が完了するといえますか、1件カウントされるような状況になっているのかというのが1つお聞きしたい点でございます。

2つ目は、これは都道府県でやるべきこともあると思いつつ、全国の共通の番号等々もあると思いますので、裏側の実務というのは一体で1か所でやられている実態があるのか、割とそこは都道府県レベルで分散しているのかというのを、事前で御説明があったかもしれないですけれども、改めてお伺いしたい次第でございます。

3点目が、私もちょっと今、キュアタイムのQRとかをいろいろ拾ってみて、ワーディングが分かっていないだけかもしれないですけれども、SNS相談とありますのは、チャットで話しましょうといった先が、例えばLINEとかティクトックとかインスタとかそういう若者がよく触れている通信手段に誘導するという意味でSNS相談という表現を使われているのでしょうかというのがちょっと気になっています。電話というのはもう若い世代があまり使わない手段にどうしてもなってしまうところがありまして、では何ならいいんだというのもあるのだと思っていて、あと、ちょっとサイトとかを見ていると、名前がもうXになっているSNSがまだツイッターと表記されていたりとか、細かく10代の方が相談しやすいというところを担保していく戦術として、少し見栄え上改善できそうだなと思う点がありました。とはいえ、SNS相談ってあまりソーシャルな話題では絶対ないものだったのだと思ったので、その背景をお伺いできればというのが3つ目の質問です。

あともう一つあって、4つ目、これはすぐに出なかったら大丈夫なのですが、仮にお電話というチャンネルを見たときに、よくコールセンターの運営とかだと呼損率という言葉を使ったりするのですけれども、電話をかけたけれども、既に回線がビジーなのでつながらなかったケースとかがあるのかなと思っています。この手のものが、もちろん最終的なアウトカムとしていつでもどこでもという感じで追求していくところもございまして、取れなかったレートを計測するとかそういった試みがあるのかも教えていただければと思います。

ちょっと散らばって恐縮ですが、以上でございます。

○田中男女間暴力対策課長 御質問ありがとうございます。4点御質問いただいたかと思っています。

1つ目は、一つ一つの相談にどの程度時間がかかっているかということであります。これまで過去に私どものほうでワンストップ支援センターの相談、これは性暴力に関する相談でありますけれども、各自治体のセンターから聞いたものを集約しておりますけれども、平均的な相談時間に関しては、電話の場合は20分程度、それから、相談には面談も含まれておりますが、面談ということになるとやはり長くなりまして、1時間強ということであ

ります。これは単純に平均したものでありますので、その扱いは難しいかもしれませんが、
れども、おおむねそういった形になってございます。

また、SNSの場合、よく言われますのは、電話相談よりも状況を把握するのに非常に時間
がかかるということもございまして、電話の3倍程度時間がかかるというようなことはよ
く言われることであります。

次に、都道府県のそれぞれどういった対応になっているかということで、すみません、
私が正確に先生の御趣旨を理解していないかもしれませんが、例えば性暴力の相談
に関して言えば、各都道府県において少なくとも1か所以上はワンストップ支援センタ
ーを設置し、運営していただいております。それに加えて、国のほうで夜間休日のコー
ルセンターを設けて、都道府県の中の半数ぐらい、自前で24時間運営することが難しいと
いう場合には、夜間、国の設置するコールセンターに電話がつながるというような形にし
ております。そこで受けた相談に関しては、都道府県のセンターにつなぐということであ
りますけれども、緊急のものに関しては夜間休日であっても、オンコールというふうに言
っておりますけれども、都道府県の緊急の連絡先につなぎまして、都道府県において対応
するというような形を取っております。

DVに関しましても、基本的には同じでございまして、都道府県が配偶者暴力相談支援セ
ンターというものを設けております。これは内閣府のほうの事業では、今回、アクティビ
ティに示しているものではございませんけれども、全国共通の電話番号「#8008（はれれ
ば）」というものを設けておりまして、これを国のほうで全国共通番号ということで提供
し、各都道府県の配偶者暴力相談支援センターで相談を受けて対応するというのが基本と
なっております。これに加えて補完的に、先ほど御紹介しましたDV相談プラスといった事
業を実施しているという関係にございます。

それから、3点目の御質問として、Cure time（キュアタイム）について、サイトも御覧
いただきまして、これはSNS相談なのかということでもあります。先生がおっしゃるとおりで
ございまして、これは例えばLINEであるとかそういったものは使用しておりません。こ
ういった相談の履歴が相談者のほうに残るということが、ときに危険な場合もございま
す。DVも同じでありますけれども、危害を加える側と同居しているとか、携帯を取られるとか、
そういったこともございますので、安全性の配慮ということを第一に考えております。特
別な形を御用意いたしまして、コミュニケーションのやり取りとしては短文で、文字で書
いて、会話のように返答が返ってくるという仕組みであります。そういう意味ではLINEと
似たような画面にはなりますけれども、サービスとしてはそういったサービスは使って
おりませんで、御用意をしているということでもあります。ただ、なかなか電話で相談しにく
いという方も多うございますので、SNS相談という形で事業の名称として名前を付して、相
談しやすく、相談へのハードルができるだけ下がるように工夫をしているところであり
ます。

ただ、先生御指摘のように、一つ一つの言葉遣いとか、もう少し若い方に理解されやす

いようにという改善点はあろうと思いますので、そこは引き続き研究してまいりたいと思っております。

それから、電話の相談などでつながらないケースについて、どういうふうに把握しているかということをお指摘いただきました。DVの事業は国のほうで直轄で電話の相談というものもございますけれども、なかなかつながらないという御指摘を様々ないただいております。その率に関しても、国の委託事業でありますので、できるだけ把握しながら改善に努めたいと思っておりますけれども、ここは単に電話を受ける人数を増やせばいいかというと、なかなか専門性を持った相談員を養成し、配置をしというのは非常に課題がございます。そういった中で、できるだけ多くの相談を受けられるように取り組んでおりますけれども、状況は把握しつつ、全般的な傾向としては非常に厳しい状況にあるということをお理解しながら取り組んでいるところであります。

○瀧先生 それぞれ御回答ありがとうございました。

1つだけ、どうしても今お聞きしたいのが、最初の相談のある意味、こういう言葉を使っているのか分からないですけれども、ジャーニーというのですかね。御相談に来られて、最後、例えばその方が本当に急を要する駆け付けとか対応が必要なのかみたいな、今ある危険を取り除くみたいな要素と、相談自体が持つ心のケアの側面とかがあられると思うのですけれども、例えば1件の対応だとしたときに、何がどういう状態になったら終話しても大丈夫というか、電話を切っても大丈夫という状況になるのかというのをもうちょっとだけ教えていただいてもよいでしょうか。

○田中男女間暴力対策課長 非常に重要なポイントというか、そういう意味でお答えするのが非常に難しい御質問だと思います。というのは、まさに電話の内容のケース・バイ・ケースでありまして、先生がおっしゃられた急を要するようなケース、例えば今まさに性暴力の被害に遭ってどうすればいいか分からないということでありましたら、例えば緊急避妊であるとか、検査であるとか、そういったことが必要になる場合もあります。また、まずは安全を確保するということが必要になる場合もございます。そういったときに、実際に医療の現場であったり、センターであったりの面談につなげるということが一つのその電話の到達点ということもあるとは思いますが。

一方で、そうではなくて、まず、この状況がどういうことだか分からないということもあろうかと思えます。そういったときには相談者の方も非常に混乱をしている状況かと思えますので、お話をよく聞いて、御自分でそれをどう認識するかということをサポートするということがあろうかと思えます。

先ほど申し上げましたように、非常に長い時間を経ってから御相談に至るということもございます。まずお話を伺って、相談される方は自責の念というか、自分が悪かったと思う方も非常に多いので、お話を伺って、まずはお電話された方は悪くないということをお伝えし、その後の対応を一緒に考えるということで、本当にケース・バイ・ケースでありますので、それぞれの電話に関して、統一的にここまで来ればその対応は終了す

るということではないという状況もあるのかなと認識をしております。

○瀧先生 大変丁寧に教えていただきありがとうございました。相談に当たられている方々自身もすごくエモーショナルに大変なお仕事をされている中だと思いますので、業務の実態がよく分かる御説明でございました。どうもありがとうございます。

以上です。

○田中会計課長 ありがとうございました。

では、続きまして、上山先生、お願いいたします。

○上山先生 ありがとうございます。

幾つかアクティビティがあって、なかなかこの短い時間で全部具体的にしていけるというのは難しいかなと思っているのですけれども、そういった意味では多分、方向性ぐらいをお話しするのにとどまるのかなと思っています。

その中で1つ、ロジックモデルの作成における留意点ということで、アウトプットから長期アウトカムまでの経路を分かりやすく表現することが必要と書かれていて、これは本当にそのとおりだなと思います。これを考えたときに、現状置かれているアウトプットとかアウトカムが最終的な長期アウトカムに至るのに分かりやすいかということ、必ずしもつながっているように見えないなというのが正直なところだと思います。最終的に被害者が必要なときに相談できることというのはどうしたらできるかなと考えていくと、まずは被害者が相談できる体制を整えることが大事で、次いで、そういう体制が整っているということを被害者の人が知っていること、アクセスしやすいこと、そういったところが重要なかなと思っています。そうした意味でいくと、そういった体制を整えるとか、被害者に対する周知とか認知、被害者による認知とか、そこら辺の指標もアウトカムの中に入れていってもいいのではないかなと思います。

そこから翻ってアウトプットを見ると、アウトプットも非常に漠然というか簡素過ぎる気がしていて、実際のところは多分、相談を行ったワンストップ支援センターの数だと都道府県数の中で、まずはさっき言った体制整備というところになると、具体的にどういったことが整っているのか、体制を整えるに当たって目指すアウトプットというのを書いたほうがいいのかと思います。成果としてどれだけの体制が整ってきたか、それと、先ほど申し上げたとおり、認知度を上げるという意味でいくと、実際に使った人がどれだけ認知していたか、使ってみてどれだけの効果があったか、満足度があったか、そういったところもアウトカムの中に取り込んでいくといいのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○田中男女間暴力対策課長 ありがとうございます。

レビューシートの6ページに全体の経路をお示ししておりますけれども、今、必ずしも分かりやすいということでは御指摘いただきました。まず最初の認知度に関しては、確かに整えた相談窓口がどのぐらい知られているかということは、私どもも関心をもって見ているところであります。こういったものに関しては、過去に世論調査の中で聞いている

ものもございますけれども、割合としては非常に低いです。認知度はそんなに高くないです。これをどう見るかでありますけれども、例えば先ほども申し上げました「#8891」を110番のように誰でも知っている必要があるかということを考えますと、必要なときに調べて出てくるということもあっていいのではないかと思います。

例えば今、インターネットで性暴力相談窓口、あるいは性暴力相談ということで調べると大体出てまいりますので、そういった形で、あるいは相談窓口直接ではなくても、先ほど申し上げたように学校のスクールカウンセラーの方とか、相談しやすいところで相談をして、それを教えてもらうということもあると思います。こういったことも考えますと、認知度そのものをどのぐらい目標として見ていくことが適当なのかというところは考えたところです。

それから、もう一つは、私どもの取組といたしましても、広報啓発に力を入れております。様々な広報媒体、あるいはSNSの活用等で相談窓口を周知するということも行っておりますけれども、一方で、例えば性暴力に関する特集を組んだ番組とか、あるいは新聞。新聞をどのぐらい若い方が御覧になるか分かりませんが、そういった報道を通じて知っていただくということもございます。例えば、大きな社会的な影響を与えた事件などがあって、その報道が増えた時期には相談も多くなるというようなことも現場からは聞くことがございます。そういった形で、認知度というものは必ずしも内閣府の私どもの取組だけでつながるものではないものですから、こういった事業の指標の中でどう位置づけていくかというところは少し検討が必要ではないかなと思っております。

それから、アウトプットのところで少し簡素過ぎるのではないかなという話でございました。例えば、ワンストップ支援センターがどういう相談機能を設けているかというようなことで、今はアクティビティの1つ目には電話であるとか面談、SNSの相談等ができる相談窓口というふうに掲げておりますけれども、そこがこういった役割、例えば医療的な支援であるとか、法的な支援であるとか、関係機関へ同行する支援であるとか、そういったものをできるだけ1か所で行うところですよという相談体制の性質みたいなものをもう少し説明していったほうがいいのかというふうに感じた次第であります。

それから、最後の効果のところでもありますけれども、今回、レビューシートを作成するに当たりまして、SNS相談のところでは前回いただいた御指摘も踏まえて、どのぐらいワンストップ支援センターにつないでいるか、紹介しているかということモニタリングしていくことはできるのではないかなということで、新しく中期アウトカムを設定しておりますけれども、そういった形で相談先が実施した内容をできるだけ明らかにしていくということは検討してまいりたいと思っております。

一方で、満足度というお話がございました。これは前回、事前の勉強会におきましても長岡先生から御指摘いただきまして、お答え申し上げましたけれども、被害に遭った方の相談窓口であります。それに対して満足度を聞く、あるいはそれに満足したかどうかということは、なかなか性質上難しいのではないかなというふうに考えております。

お答えは以上でございます。

○田中会計課長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○上山先生 ごめんなさい。続けさせてください。

○田中会計課長 お願いいたします。

○上山先生 今のお話なのですが、ちょっと長かったので、もうちょっと手短に簡潔に答えてほしいのです。まず、最後の満足度というのは、満足度という聞き方をするのはそもそも不適切だと思っていて、満足度ではなくて、どれだけ役に立ったかという聞き方によって全然与える印象は違うと思うので、満足度なんていう言葉を使うのはそもそも論外だと個人的には思います。ただし、どれだけ寄り添ったものであったか、あるいは迅速に対応してくれたかとか、何らかの方向性を示してくれたかとか、そういったようないろいろな聞き方があると思うので、そこは再度考えていただければと思います。

あと、認知度の点ですけれども、調べりゃいいじゃんみたいなお話でしたけれども、実際問題として、性被害に遭っている人とかはかなりアップセットしている状態だと思うので、冷静に調べてどうしよう、どういうところに相談できるんだろうと本当にすぐ思うのかということだと思うのです。ふだんから、例えばこういったものがあるというのを目にしていれば、こういったところがあったなと思いつくかもしれないのですけれども、完全に心身とも痛んでいるときに、スマホとかPCに向かってそういうのをサーチする人がどれほどいるんだというのは正直疑問だなと思います。

卑近な例でいくと、卑近と言うとあれですけれども、例えば電車とかに乗っていると痴漢のポスターとかがいっぱいありますね。あれと同じようなレベルで貼っていけば、かなり認知度というのは高まると思うので、本当に寄り添うという意味であれば、こういったものがあるんだというのを世の中にもっと知らせるべきだと思います。

以上です。

○田中男女間暴力対策課長 御指摘ありがとうございます。

知らせるべきというお話が今ありました。広報啓発には積極的に取り組んでおります。これはまた別の事業でありますので、アクティビティとして立てるとすれば、また別のことになろうかなと思っております。広報啓発についても、覚えてもらうというよりは、こういった窓口があるんだということを知っていただくということで、例えば自治体によっては全ての中学生にカードを配ったりとか、こういったこともやっていただいておりますので、そこは引き続きやってまいりたいと思います。

○田中会計課長 ありがとうございます。

議論いただいている途中ですけれども、先生方におかれましては、並行してコメントシートへの記入をお願いいたします。

それでは、長岡先生、お願いいたします。

○長岡先生 御説明ありがとうございます。

御説明の中でもあったと思うのですけれども、相談内容を可視化して今後の施策につな

げるというお話がありました。都道府県とか対象者の属性によって成果に違いが見られる場合に、その要因分析と対応策は、例えばであれば、いろいろ施策を行っていますけれども、既存の施策の運用時間、コストに対する効果、こういったものを比較分析して、費用対効果を図って、効果の高いものを重点的に行うとか、そういった具体的に何か検討が進んでいるのであれば教えていただければと思います。

○田中男女間暴力対策課長 この事業の中でこういった改善をしているかということかと思えます。例えば性暴力の窓口に関する交付金に関しては、相談の状況などから、やはりこどもや若者の被害が多いということで、自治体に、できるだけこどもや若者への対応、それから男性への対応も最近ございます、そういった対応に重点を置くように、交付金の中のメニューとして、そこの部分を積極的に使っていただけるように交付要綱の見直しなどに取り組んでいるところであります。

○長岡先生 ありがとうございます。

○田中会計課長 そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御意見は一通りお伺いできたかと思えます。

それでは、質疑、議論はここまでとさせていただきますと思います。

会議の終了後に、事務局にて有識者の先生方からのコメントを集約しまして、南島先生に送付をさせていただきますので、南島先生におかれましては、取りまとめコメント案の作成をよろしくお願いいたします。

それでは、以上で「女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費」についての公開プロセスを終了いたします。長岡先生の御担当はここまでとなります。どうもありがとうございました。

○長岡先生 ありがとうございます。

○田中会計課長 次の議題につきましては、14時40分から「孤独・孤立対策推進経費」について御審議をいただきます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、休憩いたします。

(休 憩)